

様式第3号(第1条関係)

※※第 号													
※ 経 由		※市区町村		令和 年 月 日		④		財産の種類		被災前の財産の概要とその価格		損 害 の 程 度 と そ の 金 額	
市区町村名		受付年月日				被		宅 地					
※市区町村		令和 年 月 日		※市区町村		令 和 年 月 日		災		住宅でない建 物			
提 出		第 号		再 提 出		第 号		状		その他の財 産			
<b>(特別)児童扶養手当被災状況書</b>													
① 提 出 者	氏 名	フリガナ		証 記 番 書 号 号	第 号	災 況	⑤	保険金又は 損害賠償金 の受給状況	受 け た 種 類 ( ) 受けることができる	金 額	円		
	個 人 番 号												
	住 所	TEL( )											
② 被 災 者	氏 名	フリガナ		提出者との 続 柄		⑤	保険金又は 損害賠償金 の受給状況	受 け た 種 類 ( ) 受けることができる	金 額	円			
	被災当時の 住所又は 居 所	TEL( )		職 業									
③ 災 害	災 害 の 種 類												
	被 災 年 月 日												
④ 被 災 状 況	財産の種類	被災前の財産の概要とその価格		損 害 の 程 度 と そ の 金 額		※ 審 査	⑤	上記のとおり、被災状況を申し立てます。 令和 年 月 日	氏名	印			
	住 宅										宮城県知事	殿	
	家 財												
田 畑							上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日			市区町村長	印		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 児童扶養手当の届出については、個人番号の記載は不要です。

◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

( 裏 面 )

注 意

- 1 ①の欄の「証書番号」は、児童扶養手当証書の交付を受けていない人は記入する必要はありません。
- 2 ②の欄の「被災者」とは、手当を受けることができる人、その配偶者又は扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など）で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財その他の財産（自分の所有するもののほか、所得税法に定める控除対象配偶者又は扶養親族の所有する財産を含みます。）について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人をいいます。
- 3 ③の欄の「災害の種類」は、震災、水害、火災などの別のほか〇〇台風などのように、なるべくくわしく記入してください。
- 4 ④の欄の記入については、次の事柄に留意してください。

(1) 被災前の財産の概要とその価格

財産は、被災者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族の名義のものでなければなりません。また、財産は住宅、家財又は主たる生計のために使用している田畑、宅地、住宅でない建物その他の財産のうち、最も被害の大きかったものについてのみ記入すれば十分です。住宅について被害を受けたときは、当然家財に被害を受けますが、その場合には住宅についてのみ記入すればよく、その住宅が被災者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族名義でないときは、家財について記入してください。

イ 「住宅」については、その規模、構造、延面積、価格等を記入してください。（例 木造平屋建60平方メートル、約50万円）

ロ 「家財」については、家財の主な種類、名称、価格の総額等を記入するとともに、あわせて、住宅の規模、構造、延面積などを記入してください。

ハ 「田畑」については、田、畑別及びその総面積、価格等を記入してください。

ニ 「宅地」については、その総面積、価格等を記入してください。

ホ 「住宅でない建物」については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称ごとの規模、構造、延面積、価格等を記入してください。

ヘ 「その他財産」については、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車等事業用の資産などの種類、名称、数量、価格等を記入してください。

(2) 損害の程度とその価格

イ 損害の程度は、「住宅」及び「住宅でない建物」については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水、床上〇〇メートル浸水、全焼、半焼、一部焼失等のように記入してください。

「家財」については、その家財の存した住宅の被害の状況を記入してください。

「田畑」及び「宅地」については、流出、冠水、〇〇センチメートル土砂（泥土、砂礫）堆積等の別及びその被害面積を記入してください。

「その他の財産」については、財産の種類に応じて具体的に記入してください。

ロ 損害の金額は、時価〇〇万円のように記入してください。

- 5 この被災状況書についてわからないところがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。